

鳥取県発見肝臓がん確定調査実施要領

第1 目的

この事業は、別に定める鳥取県肝炎ウイルス検診・肝臓がん検診等実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく肝臓がん検診の精度管理を図るため、精密検査及び定期検査の結果、肝臓がんと診断された症例等について、病期、部位、治療状況等を調査検討し、検診の効果や効率を評価することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、鳥取県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）及び鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門員会（以下「専門委員会」という。）とし、市町村及び別に定める鳥取県肝臓がん検診精密検査医療機関登録実施要綱により届出した医療機関（以下「登録医療機関」という。）等は、事業が円滑に実施されるよう協力するものとする。

第3 検査結果の送付

（1）精密検査結果について

市町村は、実施要領により、精密検査結果が「肝臓がん」又は「肝臓がん疑い」と診断された者について、登録医療機関等から返送された「肝炎ウイルス検診精密検査結果報告書」の写しを検診実施翌年度5月末日までに県を通じて鳥取県健康対策協議会（以下「健対協」という。）に提出するものとする。

（2）定期検査結果について

市町村は、実施要領により、定期検査結果が「肝臓がん」又は「肝臓がん疑い」と診断された者について、登録医療機関等から返送された「肝臓病定期検査結果報告書」の健対協控を、「肝臓がん」又は「肝臓がん疑い」の者とそれ以外の者に区別した上、それぞれを受診番号順に並べ替え、検診実施翌年度5月末日までに県を通じて健対協に提出するものとする。

第4 調査票の送付

健対協は、登録医療機関等に連絡を取り治療医療機関を調査の上、該当する医療機関へ「肝臓がん発見者個人票」[様式第1号（以下「個人票」という。）]及び「肝炎ウイルス検診精密検査結果報告書」又は「肝臓病定期検査結果報告書」の写しを送付する。

第5 調査票の返送

治療医療機関は、所要事項を記入の上、個人票を健対協に返送するものとし、個人票の保管は、健対協事務局で行う。

第6 集計検討

健対協事務局は、結果を集計するとともに、集計結果及び個人票を協議会及び専門委員会に提出するものとする。

第7 秘密厳守

この調査に係る者は、調査で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成10年度の検診分から適用する。

附 則

この要領は、平成12年12月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月26日から施行し、平成25年度の検診分から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成30年度の検診分から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月14日から施行し、令和2年度の検診分から施行する。

